

続・IASB 及び FASB による 新型コロナウイルス感染症 (COVID-19) の影響への対応

ASBJ 副委員長 かわにし やすのぶ
川西 安喜

はじめに

本稿では、国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) による新型コロナウイルス感染症の影響への対応について、2020年6月以降の動向について紹介する。それより前の動向については前号 (第69号・2020年6月号) をご覧いただきたい。

なお、本稿は2020年7月31日現在の情報に基づいて作成している。また、本稿の意見にわたる部分は私見であることをあらかじめお断りしておく。

公表済みの会計基準の発効日の延期

IASB の対応

2020年7月15日、IASBは会計基準「負債の流動・非流動分類—発効日の延期 (IAS 第1号の改訂)」を公表した。この会計基準は、2020年1月に公表した会計基準「負債の流動・非流動分類 (IAS 第1号)」の発効日を1年間、延期し、2023年1月1日以降開始する年度より適用することとしたものであり、IASBは2020年5月4日に公開草案 (ED/2020/3) を

公表していた (前号において紹介済み)。

負債の流動・非流動分類が変更されることにより、財務比率が変わり、コベナント (財務制限条項) を見直す必要が指摘されていたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、この見直しが予定通り進んでいないことが指摘されていた。そこでIASBは発効日を1年間、延期することを決定し、この会計基準を公表することとした。

FASB の対応

① 新収益認識基準及び新リース基準

FASBは2020年6月3日、会計基準更新書 (ASU) 第2020-05号「顧客との契約から生じる収益 (Topic 606) 及びリース (Topic 842) : 特定の企業の発効日」を公表し、一部の企業の新収益認識基準及び新リース基準の発効日を延期した。FASBは2020年4月21日にASU案 (公開草案) を公表していた (前号において紹介済み)。

新収益認識基準については、同基準を未適用の企業 (財務諸表を未公表の企業を含む。) に対し、発効日を1年間、延期し、2019年12月15日より後に開始する年度及び2020年12月15日より後に開始する期中期間より適用することとした。公開草案では、フランチャイザー

による新収益認識基準の適用を簡素化する方法を検討するため、非公開の営利企業であるフランチャイザーに対してのみ、発効日の延期を提案していたが、新型コロナウイルス感染症の影響により、新収益認識基準への移行が困難であるとのフィードバックが寄せられたため、対象企業を拡大したとしている。なお、公開の営利企業はすべて、新収益認識基準を適用済みであるため、発効日の延期は適用されない。

新リース基準については、同基準を未適用の企業（財務諸表を未公表の企業を含む。）に対し、発効日を1年間、延期することとした。具体的には、公開の非営利企業で、財務諸表の未公表の企業については、2019年12月15日より後に開始する年度及び期中期間より適用し、非公開の企業については、2021年12月15日より後に開始する年度及び2022年12月15日より後に開始する期中期間より適用することとした。主要な会計基準の導入は、公開企業よりも非公開企業において困難であり、その困難さが新型コロナウイルス感染症により増幅されたためであるとしている。なお、公開の営利企業はすべて、新リース基準を適用済みであるため、発効日の延期は適用されない。

② 新長期保険契約基準

FASBは2020年7月9日、ASU案（公開草案）「金融サービス—保険（Topic 944）：発効日及び早期適用」を公表した。コメント期限は、2020年8月24日である。

新長期保険契約基準については、発効日を一律に1年間、延期することを提案している。具体的には、米国証券取引委員会（SEC）登録企業（小規模登録企業を除く。）については、2022年12月15日より後に開始する年度及び期中期間より適用することとし、それ以外の企業については、2024年12月15日より後に開始する年度及び2025年12月15日より後に開

始する期中期間より適用することを提案している。新型コロナウイルス感染症の影響を考慮しての提案であるとしている。

なお、IASBは2020年6月25日に会計基準「IFRS第17号の改訂」を公表し、IFRS第17号「保険契約」について、2023年1月1日以後開始する年度より適用することとしている。ASU案におけるSEC登録企業の発効日は、IFRS第17号の発効日と整合している。

また、新長期保険契約基準の早期適用を促すため、早期適用時の移行日について、表示する最も古い期間の期首とするのではなく、SECの登録企業において標準となっている前期の期首とすることを提案している。

タクソノミ

FASBの対応

FASBのスタッフは2020年6月22日、新型コロナウイルス感染症のパンデミック及びこれに関連する救済措置に対するタクソノミ（US GAAP Financial Reporting Taxonomy）の適用に関するQ&A文書を公表した。

FASBのスタッフは、新型コロナウイルス感染症のパンデミック及びこれに関連する救済措置に関する情報を利用者が検索しやすくするため、タクソノミの適用についてガイダンスを提供している。

むすびに代えて

新型コロナウイルス感染症への特段の対応は一段落した感じはあるが、今後、追加のガイダンス等がIASB及びFASBから出ることがあれば紹介することとしたい。